

令和 8 年度事業計画書

第 1 協会運営

1 総会

令和 8 年度の定時総会は、令和 7 年度 3 月通常理事会において開催期日等を決定の上、令和 7 年度の収支決算、その他議案について決議を行う。

2 理事会

- (1) 令和 8 年度 5 月通常理事会を 5 月 14 日（木）に開催し、令和 7 年度の事業報告、収支決算、その他議案について審議する。
- (2) 令和 8 年度 3 月通常理事会を令和 9 年 3 月中に開催し、令和 9 年度事業計画及び収支予算、定時総会の開催時期、その他議案について審議する。

3 監査

令和 7 年度の業務執行状況等について、令和 8 年 4 月中に監事の監査を受ける予定である。

4 定期提出書類等の提出

公益社団法人として、法令の定めにより、本年 3 月末日までに「令和 8 年度の事業計画等」、本年 6 月末日までに「令和 7 年度の事業報告等」、来年 3 月末日までに「令和 9 年度の事業計画等」を行政庁等に提出する。

5 変更登記申請

定時総会において役員を選任を行い、変更に伴う変更登記申請を行う。

6 福岡県防犯協会職員研修会の開催

地区防犯協会職員の適正な業務運営と士気の高揚を図るため、推進功労者に対する表彰並びに各種施策や広報啓発活動に対する教養及び意見交換を行う研修会を、来年 2 月に開催する予定である。

第 2 防犯対策事業

1 福岡県警察の運営指針に基づく重点課題対策の推進

県警察が令和 8 年の運営指針として掲げる

「県民の安全・安心の確保」～誰もが安心して暮らせる福岡県の実現～
及び活動重点並びに当連合会の事業に係る犯罪のうち

- ① 性犯罪の予防
- ② ニセ電話詐欺の予防
- ③ 強盗、住宅対象侵入盗、外国人犯罪等の予防
- ④ 女性、子供に対する犯罪の予防
- ⑤ サイバー犯罪の予防

について、県警察をはじめ地区防犯協会及び関係機関等との連携を図り、効果的な防犯対策事業を推進する。

(1) 性犯罪の予防対策

県警察等と連携し

- 発生地、発生時間帯等の実態に応じた広報啓発活動
- 県警察の性犯罪対策キャラクター「見守り！猫母ちゃん」及びスマートフォン用防犯アプリ「みまもっち」の普及促進活動
- 女性の自主防犯意識を高める防犯教室
- 防犯ブザーの有効性の周知と正しい携帯方法を指導しての普及促進活動
- 高校、大学等及び各種事業所の女性に対する危険回避術の指導及び自己防衛教育（SDE）推進活動
- 「子ども・女性安全安心ネットワークふくおか（県警察主催、県内企業参加）」と連携した被害防止啓発活動

を継続して推進する。

(2) ニセ電話詐欺の予防対策

県警察本部の「特殊詐欺総合対策プロジェクトチーム」と連携し、被害防止のための施策として

- 被害実態及び被害防止に関する広報啓発
- ニセ電話詐欺被害防止機能付電話機器「まっ太フォン」の普及支援
- 県警察等が取り組んでいる「STOP！ATMでの携帯電話」の普及促進

を行うなど、今後も県警察や県と連携した効果的な広報啓発活動を推進する。

(3) 強盗、住宅対象侵入盗、外国人犯罪等の予防対策

刑法犯認知件数の増加に伴い、強盗等の重要犯罪も増加傾向にあるが、重要犯罪に発展する危険性が高く、体感治安を脅かす要因となる空き巣・忍込み等の住宅対象侵入盗や、ひったくり等の身近な犯罪、増加が懸念される外国人犯罪についても、適切かつ効果的な広報活動を推進する。

(4) 女性、子供に対する犯罪の予防対策

ストーカー・DV事案や児童を登下校時の凶悪事件や虐待から守るための犯罪被害防止及び非行防止対策を推進するとともに

- 県下の新入学児童への誘拐防止ステッカー、チラシ配布事業
- 危険箇所の排除など環境づくり等を推進する「ながら防犯」等の啓発活動
- 青少年が闇バイトへの応募をきっかけに犯罪行為に加担しないための広報啓発活動
- 子供をインターネット上の危険から守るための広報啓発活動

などを推進する。

(5) サイバー犯罪の予防対策

県警察等と連携し

- サイバー空間の脅威及びセキュリティ意識の向上に関する広報啓発
- 県主導で作成したSNS型投資・ロマンス詐欺被害防止動画の普及支援
- フィッシング詐欺やネットバンキング不正送金の犯罪被害防止を図る効果的な広報活動

などを推進する。

2 地域安全活動の推進

(1) 全国地域安全運動の推進

犯罪を抑止し、“誰もが安心して暮らせる福岡県の実現”を図るため、「全国地域安全運動」期間（１０月１１日から２０日までの１０日間）中に、各種関連行事を開催するとともに、広報媒体を活用した啓発活動を積極的に推進する。

また、４月からは、全国地域安全運動と連動したポスター・標語及び青パト写真を募集し、優秀作品については会長表彰を行うほか、全防連の選考に応募するなど、防犯のテーマに即した広報啓発活動を実施する。

(2) 「安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」の開催

全国地域安全運動の一環として、県民の防犯意識の高揚と地域防犯活動への参加機運の醸成を図るとともに、地域の防犯功労者・防犯功労団体等に対する表彰を行うため、県・県警察と合同で、「令和８年度安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」を１０月上旬に開催予定である。

(3) 地域に密着した地域安全活動の推進及び支援

地区防犯協会、防犯ボランティア団体及び県警察等と連携し、時節に対応した地域安全活動を支援・推進する。

(4) 防犯ボランティア団体支援施策の実施

防犯パトロールで使用する資器材や反射材付手袋のほか、防犯活動の目的を効果的に外部にアピールするためのパネル等、活動資器材の配付に取り組む。

(5) 学生防犯ボランティア活動の促進と支援

大学生に防犯ボランティア活動への参加を促し、将来への活動に発展・継続させることを目的に、県警察との協働事業として、「学生防犯ボランティア活動促進事業」（平成２４年度から実施）及び「学生防犯ボランティアサミット開催支援事業」（平成２２年度から実施）を継続して推進する。

(6) 青パトを保有する防犯ボランティア団体への支援

青パト活動の活性化を図るため、

○ 青パト活動団体に「青色回転灯」及び「補充電球」を提供する青色回転灯支援事業（平成１９年度から実施）

○ 青パトを保有する防犯ボランティア団体の経費節減と地域防犯活動の促進のための青パト自動車保険事業（平成２５年度から実施）

を継続推進する。

3 広報啓発活動の推進

(1) 重点を指向した広報啓発活動

県警察と連携し、「性犯罪の予防」、「ニセ電話詐欺の予防」、「強盗、住宅対象侵入盗、外国人犯罪等の予防」、「女性、子供に対する犯罪の予防」、「サイバー犯罪の予防」の５項目を重点に、効果的な広報啓発活動を推進する。

(2) 広報資料の作成

県民への防犯意識の醸成・浸透及び自主防犯活動の促進を図るため、チラシ、ポスター、啓発物等の広報資料を作成し、幅広く県民に配布又は掲示する等の方法により広報啓発活動を推進する。

(3) 各種広報媒体の活用

広報紙、インターネット、公共交通機関の掲示板等の各種広報媒体を活用して、県民の防犯意識の醸成と被害防止の意識高揚のための広報啓発活動を推進する。

(4) 広報紙「防犯ふくおか」の発行

犯罪情勢をはじめ防犯対策や防犯ボランティア活動等の情報を発信するため、広報紙「防犯ふくおか」を毎月発行し、地区防犯協会を通じて県内各世帯への回覧や公共施設内に掲示するなどの広報を行う。

○ 「防犯ふくおか」発行状況（各会計年度の1月末で集計）

年 度 別	発 行 部 数 (部)	前年同期比
令和5年度	1,363,330	－19,030
令和6年度	1,366,260	＋2,930
令和7年度	1,354,750	－11,510

4 少年の非行防止及び健全育成活動の推進

少年の非行・犯罪被害防止及び健全育成を図るため、防犯指導員、少年補導員等に対する活動支援や広報資料の作成・配布を行うとともに、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間（主唱：こども家庭庁）」に併せ、少年の非行・犯罪被害を防止するための広報啓発活動を実施する。

また、県警察主催の少年柔道・剣道合宿研修等のスポーツ事業への後援活動を行い、健全育成活動を推進する。

5 自転車防犯登録事業の推進

(1) 防犯登録の普及・促進

防犯登録台数は、平成23年度の約30万台をピークに年々減少傾向となり、令和5年度は、平成・令和を通じて過去最少となった。

令和6年度に続き、令和7年度においても防犯登録台数は低調のままとなっている。

引き続き、自転車防犯登録の重要性に鑑み、登録の普及促進のため広報啓発活動を一層推進し、登録台数の向上を図る。

○ 自転車防犯登録台数（各会計年度の1月末で集計）

年 度 別	登 録 台 数 (台)	前年同期比
令和5年度	173,216	－25,041
令和6年度	176,262	＋3,046
令和7年度	163,441	－12,821

※ 自転車防犯登録料入金済みの台数を計上

(2) 自転車の盗難被害防止活動

令和4年から4年連続で刑法犯認知件数が増加した最大の要因が、自転車盗の認知件数にあることから、チラシ・啓発物の配布やポスターの掲示及び広報紙等各種広報媒体を活用した盗難防止対策の推進及び防犯登録の促進を図るとともに、県警察と連携したキャンペーンの開催等、広報啓発活動の強化を図る。

(3) 放置自転車対策への協力・支援活動の推進

違法駐輪や放置自転車の問題に対応している自治体等の関係機関と良好な協力関係を維持するとともに、調査・照会業務の迅速・適切な処理による放置自転車の早期返還等を図る。

(4) 地区防犯協会、防犯登録店に対する指導

ア 毎年2月に開催している「福岡県防犯協会職員研修会」のほか、業務用資料である「防犯登録だより」（平成25年7月に初号を発行、本年2月で第129号）を活用し、地区防犯協会の事務手続きの迅速かつ適正な処理と処理能力の向上を図る。

イ 防犯登録店に対しては、地区協会を通じて指導事項を示達し、その徹底を図っているところであるが、過去、防犯登録カードの提出遅延が発生したことがあることから、今後も地区協会と積極的に連携し、遵守事項の徹底と手続きの適正化を図る。

(5) 自転車防犯登録料の改定後の効果検証

令和7年4月1日に防犯登録料を600円から800円に改定した。

一方で、「防犯登録カード」、「防犯登録証（シール）」の作成費、「登録情報電算入力費用」の値上げがなされた現状もあり、今後も登録台数の推移を十分観察し、収益に与える影響を検証していくこととする。

第3 風俗環境浄化事業

1 県公安委員会からの受託事業の適正な推進

(1) 県公安委員会から委託された風俗営業管理者講習並びに風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可、承認申請に伴う調査業務を適正に推進する。

(2) 調査員研修会を開催し、調査業務の適正化及び調査員の資質向上を図る。

2 少年指導委員の活動に対する支援

福岡市中央区天神、博多区中洲、北九州市小倉北区堺町及び久留米市日吉町など、歓楽街の風俗環境浄化のため警察や地区防犯協会等が行う諸活動を支援する。

3 遊技場に対する健全化推進

福岡県遊技業協同組合など5団体で構成する「福岡県不正防止対策機構」の一員として、毎月、ぱちんこ店等に対する立入検査を実施し、不正遊技機等の発見に努める。